

資料 2 - 1 骨子（案）第 4 章における区域の補足資料

■市町村が定める区域とは？

○市は、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に異動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定する。

例 1)各認定区分に共通の区域設定

- ・ 1号認定（3－5歳 学校教育のみ）
- ・ 2号認定（3－5歳 保育の必要性あり）
- ・ 3号認定（0－2歳 保育の必要性あり）

} 小学校区（各認定区分に共通）

例 2) 認定区分ごとに区域設定

- ・ 1号認定（3－5歳 学校教育のみ） → 市全体
- ・ 2号認定（3－5歳 保育の必要性あり）
- ・ 3号認定（0－2歳 保育の必要性あり）

} 小学校区（各認定区分に共通）

など、小学校区、中学校区、行政区などで設定し、この区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を設定する。

- 1) 市全体を一つのものとして作成
- 2) 旧市町（鹿沼市・旧栗野町）単位で作成
- 3) 山間部と都市部で作成
- 4) 小、中学校単位で作成
- 5) その他

○上記区域で区分割したときの施設数の内訳

	(1)市全体	(2)旧市町村	(3)山間・都市部	(4)－1小学校	(4)－2中学校
区分割		旧鹿沼市・旧栗野町	北西部・それ以外	各小学校	各中学校
区域数	1	2	2	28	10
幼稚園数	8	1～7	1～7	0～	0～
認可保育園数	23	4～19	6～17	0～	1～
小学校数	27	6～21	12～15	27	1～6
中学校数	10	1～9	4～6	0～1	1
備考			線引きが難しい		

■区域を設定して定めるもの

①幼児期の学校教育・保育の量の見込み（計画値）

②地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（計画値）

ニーズによる区分	1)	2)	3)	4)	5)	備考
1号認定	○	△	△	△		2)～4)においえは、居住地付近に限らず、預けているケースもあり実態把握は難しい
2号認定	○	△	△	△		
3号認定	○	△	△	△		
時間外保育事業	○	△	△	△		
学童保育	○	○	○	△		
子育て短期支援事業	○	×	×	×		ニーズも少ないため
地域子育て支援拠点事業	○	△	△	△		
一時預かり事業	○	△	△	×		
病児保育事業	○	×	×	×		
ファミリーサポートセンター	○	×	×	×		

⇒アンケートは地区別で実施したが、錯誤回答あり、正確に反映できない。

■各区分の短所・長所

1) 市全体で認定

【メリット】

・ニーズ調査（表1）の数値を区分する必要がなく、市全体として計画を策定するため、調査結果を反映できる。

【デメリット】

・区域ごとの計画策定はしない。

2)～5)で認定

【メリット】

・区域ごとの詳細なニーズの把握が可能か。

【デメリット】

・詳細区分のデータが不足（アンケート調査で区域の錯誤の問題）  
 ・区域を超えたニーズには対応できない。